

目 次

○第1号（4月21日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
村長挨拶	3
臨時議長の紹介及び挨拶	4
開会・開議	4
日程第 1 仮議席の指定について	4
日程第 2 議長選挙について	5
日程の追加	6
追加日程第 1 議席の指定について	7
追加日程第 2 会議録署名議員の指名について	7
追加日程第 3 会期の決定について	7
追加日程第 4 副議長選挙について	7
追加日程第 5 常任委員会委員の選任について	9
追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任について	11
追加日程第 7 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議員選挙について	12
追加日程第 8 承認第 1号 専決処分について 榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定に ついて	13
追加日程第 9 承認第 2号 専決処分について 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条 例の制定について	17
追加日程第10 同意第15号 監査委員の選任について	21
追加日程第11 同意第16号 固定資産評価員の選任について	21
閉 会	22

平成 2 9 年 第 2 回

榛 東 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

第 1 号

4 月 2 1 日 (金)

平成29年第2回榛東村議会臨時会会議録第1号

平成29年4月21日（金曜日）

議事日程 第1号

平成29年4月21日（金曜日）午後1時30分開議

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長選挙について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで議事日程に同じ

追加日程（1号）

追加日程第 1 議席の指定について

追加日程第 2 会議録署名議員の指名について

追加日程第 3 会期の決定について

追加日程第 4 副議長選挙について

追加日程第 5 常任委員会委員の選任について

追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 7 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議員選挙について

追加日程第 8 承認第 1号 専決処分について

榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について

追加日程第 9 承認第 2号 専決処分について

榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第10 同意第15号 監査委員の選任について

追加日程第11 同意第16号 固定資産評価員の選任について

出席議員（14名）

1番	波多野 宏美君	2番	善養寺 孝君
3番	蜂 巢 實君	4番	村 上 慎一君
5番	川 田 敏彦君	6番	小野関 治義君
7番	高 田 清一君	8番	清 水 健一君
9番	枡 井 保夫君	10番	小 山 久利君
11番	山 口 宗一君	12番	岸 昭勝君
13番	早 坂 通君	14番	南 千晴君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓君	副 村 長	倉 持 直美君
総 務 課 長	小 山 美子君	企 画 財 政 課 長	清 村 昌一君
税 務 課 長	岩 田 彦一君	住 民 生 活 課 長	山 本 正子君
健 康 保 険 課 長	安 田 睦君	産 業 振 興 課 長 (兼農業委員会事務局長)	青 木 繁君
建 設 課 長	久保田 邦夫君	上 下 水 道 課 長	清 水 義美君
会 計 課 長	清 水 喜代志君	教 育 長	阿佐見 純君
教 育 委 員 会 会 長 事 務 局 長	小 池 賢一君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 田 健一	書 記	津久井 久美
---------	--------	-----	--------

◎村長挨拶

○事務局長（岩田健一君） 皆さん、こんにちは。

私は議会事務局長の岩田でございます。よろしくお願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。本日の会議を進めるに当たり、臨時議長の紹介までを私のほうで進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、真塩村長よりご挨拶をお願いいたします。

[村長 真塩 卓君登壇]

○村長（真塩 卓君） 改めてこんにちは。

平成29年になり、4月11日に告示されまして16日に投開票が執行されました。ご当選されました皆さんにおかれましては、本当におめでとうでございます。16期の議員さんとして前議員の方が8人、新たに議員となられました方が6人おられますが、皆さんの榛東村村民のため、村の発展に対する熱意がひしひしと感じられるところでございます。

第15期のうち、4名の方が後進に道を譲るといような形で勇退されました。第15期の皆さんについては、行財政を含めいろいろな面で村の発展の礎を築いていただき、心から感謝を申し上げたいと思います。また、我々執行部も退職あるいは異動等において大幅にかわっております。皆さんと同様、新規一回生の気持ちでこれから臨みたいというように思っております。全職員が一丸となりまして、さらなる資質向上を目指して皆さんとともに歩んでいきたいと思っております。

第6次の榛東村総合計画では、平成37年度までの将来像を「子どもに夢を、みんなに福祉と安心を」と描きました。共通目標を「心かよいあう思いやりのあるむらづくり」と定め、各施策に取り組んでいるところでございます。村民の皆さんが住んでよかったと、そしてほかの市町村からも行ってみたい、あるいは住んでみたいと思われるような榛東村づくりを行っていきたくと考えております。そして、議会と執行部が車の両輪のごとく進んでいけるよう協力をお願い申し上げます。

それでは、今回の議会に提案させていただいております議案についてご説明させていただきます。

人事案件が2件、内容につきましては、これから決まるであろう村の監査委員と固定資産評価員についてです。

専決処分が2件、この内容につきましては、榛東村税条例等の一部を改正する条例と榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例となっております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げますと提案説明と挨拶にかえさせていただきます。

ぜひとも第16期の皆さん、一緒に村の発展のため、そして切磋琢磨しながらこれからの4年間、非常に厳しい状況になるかと思いますが、皆さんのバックアップと同時に叱咤激励をいただきますようお願い申し上げます、挨拶にかえさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○事務局長（岩田健一君） 大変ありがとうございました。

本日は、第16期議員の初議会でもございます。ここで全員の自己紹介をお願いしたいと思います。
まず初めに、議会事務局書記より紹介をお願いいたします。

〔議会事務局書記自己紹介〕

○事務局長（岩田健一君） 続いて、執行側の紹介をお願いいたします。
副村長、教育長に続きまして、管理職の方、よろしくお願いいたします。

〔副村長以下自己紹介〕

○事務局長（岩田健一君） 続きまして、議員各位の自己紹介をお願いいたします。
仮議席1番、善養寺議員から順次お願いいたします。

〔議員自己紹介〕

○事務局長（岩田健一君） 皆さん、大変ありがとうございました。



◎臨時議長の紹介及び挨拶

○事務局長（岩田健一君） それでは、議長が選出されるまでの間につきましては、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長を行うこととなっております。

したがって、本日出席議員の中で山口宗一議員が最年長でございますので、山口議員に臨時の議長になっていただきます。

山口議員、よろしくお願いいたします。議長席のほうへお進みください。

〔山口宗一君議長席に着く〕

○臨時議長（山口宗一君） 改めまして、皆さんこんにちは。
ただいまご紹介いただきました最年長の山口宗一でございます。
地方自治法第107条の規定により臨時議長の職務を行います。
どうぞよろしくお願いいたします。



◎開会・開議

午後1時40分開会・開議

○臨時議長（山口宗一君） ただいまから平成29年第2回榛東村議会臨時会を開会いたします。
出席議員は14名であります。よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。
直ちに本日の会議を開きます。



◎日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（山口宗一君） 日程第1、仮議席の指定についてを議題といたします。
仮議席については、ただいま着席の議席を指定いたします。



◎日程第2 議長選挙について

- 臨時議長（山口宗一君） 日程第2、議長選挙についてを議題といたします。
選挙につきましては、地方自治法第118条の規定により投票で行います。
議場の出入り口を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

- 臨時議長（山口宗一君） ただいまの出席議員は14名です。
次に、立会人を指名いたします。
会議規則第29条第2項の規定により、立会人に1番善養寺議員、2番波多野議員、3番村上議員を指名いたします。

これより投票用紙を配付します。

なお、投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

- 臨時議長（山口宗一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。
[「なし」の声あり]

- 臨時議長（山口宗一君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

- 臨時議長（山口宗一君） 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

[事務局長氏名点呼、各議員投票]

- 臨時議長（山口宗一君） 投票漏れはございませんか。
[「なし」の声あり]

- 臨時議長（山口宗一君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
直ちに開票を行います。
立会人の1番善養寺議員、2番波多野議員、3番村上議員は立ち会いをお願いいたします。

[開票]

- 臨時議長（山口宗一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数	14票
有効投票	14票
無効投票	0票
有効投票のうち	

南 千 晴 議員	1 2 票
岸 昭 勝 議員	1 票
川 田 敏 彦 議員	1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、南議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（山口宗一君） ただいま議長に当選されました南議員が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました南議員に議長就任のご挨拶をお願いいたします。

[議長 南 千晴君登壇]

○議長（南 千晴君） ただいま議長に当選、就任しました南千晴でございます。身に余る光栄でありますとともに、議長の大変重要な職責を今痛感しているところであります。議会運営の責任者ということで、公正かつ円滑な議会運営に全力で取り組む決意であります。また、今までの先輩方の議会運営を初め、よい部分はよい部分として、ただ、慣例にとらわれることなく新しい議会づくりも進めてまいりたいと思っております。

住民に信頼される議会、そして住民の立場に立った判断ができる、そういった議会を目指していきたいと思っております。榛東村の抱えているさまざまな課題に対して、議会と執行が真摯に議論できるように私も努めてまいりますので、どうぞ皆様、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

○臨時議長（山口宗一君） それでは、南議長、議長席に着席願います。

以上をもちまして、臨時議長の職務を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。



◎日程の追加

○議長（南 千晴君） ここで、日程を追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、追加議事日程を書記をして配付いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時54分休憩

午後2時10分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ただいま配付いたしました追加議事日程により会議を進めます。

◇

◎追加日程第1 議席の指定について

○議長（南 千晴君） 日程第1、議席の指定についてを議題といたします。

局長の説明を求めます。

議会事務局長。

〔事務局長 岩田健一君発言〕

○事務局長（岩田健一君） それでは、私のほうから議席の指定について、確定した議席について報告、また説明いたします。

1番波多野議員、2番善養寺議員、3番蜂巢議員、4番村上議員、5番川田議員、6番小野関議員、7番高田議員、8番清水議員、9番杉井議員、10番小山議員、11番山口議員、12番岸議員、13番早坂議員、14番南議員。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） ただいま説明がありました議席でご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇

◎追加日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（南 千晴君） 日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において指名を行います。

1番波多野議員、2番善養寺議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎追加日程第3 会期の決定について

○議長（南 千晴君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第2回臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◇

◎追加日程第4 副議長選挙について

○議長（南 千晴君） 日程第4、副議長選挙についてを議題といたします。

選挙は地方自治法第118条の規定により投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（南 千晴君） ただいまの出席議員は14名です。

会議規則第29条第2項の規定により、立会人に1番波多野議員、2番善養寺議員、3番蜂巢議員を指名いたします。

これより投票用紙を配付します。

なお、投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（南 千晴君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（南 千晴君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔事務局長氏名点呼、各議員投票〕

○議長（南 千晴君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

直ちに開票を行います。

立会人の1番波多野議員、2番善養寺議員、3番蜂巢議員は立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（南 千晴君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票のうち

高田清一議員 12票

小山久利議員 2票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、高田清一議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（南 千晴君） ただいま副議長に当選されました高田清一議員が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました高田清一議員に副議長就任の挨拶をお願いいたします。

[副議長 高田清一君登壇]

○副議長（高田清一君） ただいま皆さんからご推挙いただきました高田でございます。

非常に重責をいただきまして、恐縮しているところでございます。先ほど来、南議長のお話もありましたように、円滑な議会運営、また執行との連携をとった中でよりよいむらづくり、住みよいむらづくりを目指して私も精いっぱい議長を補佐し、フォローし、円滑な議会運営をしていきたいというふうに望んでおります。それに精いっぱい努力させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） ここで、暫時休憩といたします。

午後2時24分休憩

午後2時52分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◎追加日程第5 常任委員会委員の選任について

○議長（南 千晴君） 日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議長において指名いたします。

最初に、総務産業建設常任委員会委員につきましては、早坂通議員、高田清一議員、小山久利議員、善養寺孝議員、蜂巢實議員、小野関治義議員、南千晴議員、以上7名を総務産業建設常任委員会委員に指名いたします。

次に、文教厚生常任委員会委員を指名いたします。

山口宗一議員、岸昭勝議員、梶井保夫議員、清水健一議員、川田敏彦議員、波多野宏美議員、村上慎一議員、以上7名を文教厚生常任委員会委員に指名いたします。

次に、議会広報常任委員会委員を指名いたします。

梶井保夫議員、清水健一議員、川田敏彦議員、小野関治義議員、蜂巢實議員、善養寺孝議員、以上6名を議会広報常任委員会委員に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、ただいま指名したとおり各常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

それでは、委員会条例第7条第2項の規定により各常任委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。また、委員長不在のため年長者が会議進行をお願いいたします。

なお、議長において委員会の開催場所を指定させていただきます。

事務局長、説明をお願いいたします。

〔事務局長 岩田健一君発言〕

○事務局長（岩田健一君） それでは、各委員会の開催場所を指定させていただきます。

総務産業建設常任委員会につきましては、301会議室、文教厚生常任委員会につきましては、302会議室、議会広報常任委員会につきましては、303会議室で各委員会の開催をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（南 千晴君） それでは、暫時休憩といたします。

午後2時55分休憩

午後3時3分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

総務産業建設常任委員会から順次、委員長に互選された方から報告と挨拶をお願いいたします。

総務産業建設常任委員会委員長、よろしく申し上げます。

〔総務産業建設常任委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（小山久利君） 総務産業建設常任委員会より委員長並びに副委員長の互選の結果について報告をいたします。

ただいま委員長ということで仰せつかりました、私、小山久利です。委員長という重責を痛感いたしまして、職員皆様と一緒によりよい郷土榛東村づくりに微力ながら頑張りたいと思います。よろしく申し上げます。副委員長には善養寺孝議員をお願いいたします。

以上、報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長（南 千晴君） 次に、文教厚生常任委員会より報告、挨拶をお願いいたします。

〔文教厚生常任委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員長（清水健一君） 文教厚生常任委員会より委員長並びに副委員長の互選の結果について報告いたします。

委員長は、私、清水健一です。副委員長は、村上慎一議員です。

以上、報告をいたします。

ただいま文教厚生常任委員長に選任をしていただきました。委員皆様と力を合わせ、榛東村の発展のために頑張ってまいる決意です。よろしく申し上げます。

○議長（南 千晴君） 次に、議会広報常任委員会委員長より報告と挨拶をお願いいたします。

〔議会広報常任委員長 柁井保夫君登壇〕

○議会広報常任委員長（柁井保夫君） 議会広報常任委員会より委員長並びに副委員長の互選の結果について報告いたします。

初代委員長は、私、柁井保夫です。副委員長は、小野関治義議員です。

以上、報告いたします。

3月の定例会で広報が常任委員会になったということで、特に私のほうからはわかりやすく、そして村民の皆様に読んでもらえる議会だよりを発行していきたい、このように思っています。皆様の協力をよろしくをお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 以上のとおり、各常任委員長、副委員長が決定いたしました。

改めて報告いたします。

総務産業建設常任委員会委員長に小山久利議員、副委員長に善養寺孝議員。

文教厚生常任委員会委員長に清水健一議員、副委員長に村上慎一議員。

議会広報常任委員会委員長に柁井保夫議員、副委員長に小野関治義議員。

それぞれ決定いたしました。

◎追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について

○議長（南 千晴君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第6条第4項の規定により、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議長において指名いたします。

早坂通議員、山口宗一議員、小山久利議員、柁井保夫議員、清水健一議員、高田清一議員、以上6名を議会運営委員会委員に選任いたします。

ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、ただいま指名した議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

それでは、委員会条例第7条の規定により議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選に当たるよう通知いたします。

暫時休憩といたします。

午後3時9分休憩

午後 3 時 16 分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

先ほど、休憩中に開催した議会運営委員会の互選の結果を委員長に選出された議員より報告、そして挨拶をお願いいたします。

〔議会運営委員長 山口宗一君登壇〕

○議会運営委員長（山口宗一君） 議会運営委員会より委員長並びに副委員長の互選の結果について報告いたします。

委員長は、私、山口宗一です。副委員長は、早坂通議員です。

以上報告し、よろしくお願い申し上げます。

円滑な議会運営ができるよう、しっかり頑張っていきたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いして挨拶といたします。

○議長（南 千晴君） ただいま報告がありましたように、議会運営委員会委員長に山口宗一議員、副委員長に早坂通議員と決定いたしました。



◎追加日程第 7 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議員選挙について

○議長（南 千晴君） 日程第 7、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議員選挙についてを議題といたします。

選挙に入る前に、事務局長より広域組合の概要及び議員の選出方法について説明を求めます。

議会事務局長。

〔事務局長 岩田健一君発言〕

○事務局長（岩田健一君） それでは、渋川地区広域市町村圏振興整備組合、略して渋川広域と申します。構成市町村につきましては、ご存じのとおり、渋川市、吉岡町、そして榛東村の 3 自治体でございます。消防救急を初めとしまして、12 の事務事業を共同で処理しております。運営につきましては、3 自治体の負担金が元となっております。

広域の組規約第 5 条の規定により、組合の議会の議員数は今のところ全部で 17 人、内訳につきましては、渋川市が 11 人、吉岡町 3 人、本村榛東村は 3 人となっております。本村の場合、3 名のうち 1 名につきましては、広域の組規約第 6 条の規定により議長の充て職、残り 2 名につきましては、選挙で選出することとなっております。

今までの慣例につきましては、副議長、常任委員長が出た過去はございます。

雑駁ですけれども、以上でございます。よろしくお願い致します。

○議長（南 千晴君） ただいま説明がありましたように、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の議員については、1 名が議長の充て職、残る 2 名について選出をいたします。広域規約第 6 条の規定によりそれぞれの議会の議員のうちから選挙すると決められています。

選挙の方法をお諮りいたします。

いかがしたらよろしいでしょうか。

早坂通議員。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 指名推選でお願いします。

○議長（南 千晴君） ただいま指名推選との発言がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の議員の議長以外の2名については、指名推選で選出することに決定いたしました。

どなたか指名推選をお願いいたします。

早坂通議員。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、指名をさせていただきます。

山口宗一議員、小山久利議員を推薦します。

○議長（南 千晴君） お諮りいたします。

ただいま指名がありました山口宗一議員と小山久利議員を渋川地区広域市町村圏振興整備組合の議員とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、山口宗一議員、小山久利議員が渋川地区広域市町村圏振興整備組合の議員に当選されました。

山口宗一議員、小山久利議員が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定により当選の告知を行います。

暫時休憩といたします。

午後3時21分休憩

午後3時54分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◎追加日程第8 承認第1号 専決処分について

榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第8、承認第1号 専決処分について、榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（南 千晴君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 税務課長の岩田です。よろしくお願いします。

それでは、承認第1号 専決処分についてご説明申し上げます。

専決処分書については、追加議案書の2ページでございます。説明については、議案参考資料により説明させていただきます。

追加議案参考資料の1ページをお願いいたします。

まず、今回の専決処分については、平成29年3月31日に公布された地方税法等の改正に伴い、榛東村税条例等の規定内容について、地方税法等の改正に合わせた所要の改正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

主な改正点についてご説明いたします。

まず、個人の村民税では、配当株式等譲渡所得金額等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、村長が課税方式を決定できることを明確化したものです。

次に、法人の村民税の主な改正点としては、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備によるものです。

次に、固定資産税の主な改正点としては、納期の特例の廃止による項ずれによるものや、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定追加等によるものです。

次に、軽自動車税の主な改正点としては、軽自動車税のグリーン化特例について重点化を行った上で、適用期限を2年間延長したものです。

以上の改正に合わせて、榛東村税条例等の一部を改正する条例（平成29年榛東村条例第10号）、あわせて榛東村税条例の一部を改正する条例（平成26年榛東村条例第18号）を改正するものです。関係法令としては、資料をごらんいただければと思います。予算措置については、今回不要となっております。

以上で承認第1号 専決処分についての説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

13番早坂通君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 専決処分の理由が、地方自治法第179条第1項の規定によりということになっておりますが、今までは個別に、例えば特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとか、そういう理由を挙げていたわけだけれども、今回こういうふうにひっくり返して179条の1項の規定によりとした理由は何かあるわけですか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午後3時59分休憩

午後4時再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

清村企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） お尋ねの根拠法令の条項の関係でございますが、議案書1ページ、それから2ページは専決処分書でございますが、こちらの記載については、従前から地方自治法第179条第1項の規定によりということで記載をさせていただいてきているところでございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） そういう記載があったかもしれませんが、先ほど言いましたその中の、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるという条文も加えられていたはずですが。ほとんどの地方自治体での専決処分が、この理由によるものなんですね。そのこともいつだったか、私は議会でも指摘しているはずですが。なおかつ、そういうことですから、それを踏まえた上でさらに質問をします。それでは179条の1項というのは、主に今私が申しあげましたような議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるということと、または議会において議決すべき事件を議決しないときというふうになっております。では、このどちらなんですか。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 179条1項には4類型というんでしょうか、普通地方公共団体の議会が成立しないときがまず1点目。それと、113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないときが2点目。3点目といたしまして、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき。4点目が、議会において議決

すべき事件を議決しないときということですが、今回につきましては、3番目の議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときということで、専決処分が行われたものでございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、やはりいつもの理由ですよね。特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかだということで。確かに、国の改正を受けて4月1日から施行するということですから、時間的余裕がないということはわからないでもないんですけども、じゃ具体的にお聞きします。時間的余裕がまだある項目も含まれているだろうし、時間的余裕が実際ない項目も含まれておると思うんです、この改正の中には。だから、全体を通せば、今回のこの承認第1号については、私も結論を言いますが、仕方がないのかなとは考えております。ただ、こういう項目が時間的に4月1日施行なので間に合わないですという、具体的なものを一、二挙げてもらえますか。

○議長（南 千晴君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 清村昌一君発言〕

○企画財政課長（清村昌一君） 参考資料の1ページに記載がございますけれども、上位法の改正に伴う本村の条例の改正でございます。上位法であります地方税法等が改正をされ、29年3月31日に公布をされたということでございます。ですので、今回の本村の税条例関係で、例えば4月2日以降とか3日以降でよかったものがあるかということでございますけれども、そういった部分は一つも該当がないということでございます。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第1号 専決処分について、榛東村税条例等の一部を改正する条例の制定について原案のとおり承認することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎追加日程第9 承認第2号 専決処分について

榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（南 千晴君） 日程第9、承認第2号 専決処分について、榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（南 千晴君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、承認第2号 専決処分についてご説明申し上げます。

追加議案書につきましては、10ページ、11ページでございます。追加議案参考資料により説明をさせていただきます。

30ページをお願いします。

概要につきましては、平成29年3月31日に地方税法等の改正並びに地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことから、榛東村国民健康保険税条例の規定内容について所要の改正を行う必要が生じました。特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

主な改正の内容は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について所要の改正を行うものでございます。

31ページの新旧対照表でご説明させていただきます。

右が改正前条例、左が現行条例でございます。アンダーラインの引いてあるところが改正箇所となります。

第21条第2号中、軽減判定額の算出のため被保険者1人につき加算する額を26万5,000円から27万円に、第3号中、軽減判定額の算出のため被保険者1人につき加算する額を48万円から49万円に改めるものでございます。

附則関係としましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で承認第2号 専決処分についての説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

13番早坂通君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今回の改正は、この承認第2号については、すぐに実際に施行する内容ではないですよ。このやつは前年度課税になりますよね。それに基づいて額を何割軽減するかというのが決まることですよ。私はそう解釈しているんですけども。でも、何か違うんですか。すぐ今年度中に対応しなければならぬことがあるんですか。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） これにつきましては、今年度課税する保険税額に影響するものでございまして、前年度の所得に対してのこの軽減措置の基本となる額の改定でございまして、4月1日からの対応ができないと今年度の課税ができないということになります。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） ですから、やはり私が言った前年度課税としてやるわけで、来年度だから申告を受けるわけですね。その来年度の申告に基づいて実際やられるわけですね。

〔発言する声あり〕

○13番（早坂 通君） いや、ちょっと聞いてください。要するに、これは前橋市のホームページのやつです。今回の改正についてこう書かれています。前年中の所得が一定金額以下の世帯については、所得額に応じ、被保険者均等割額及び世帯別平均平等割額が7割または5割、あるいは2割軽減になりますというふうになっています。ですから、4月1日に施行されるわけですけども、実際これが適用になるというのは、要するに来年度、税申告をする後に、それに基づいて何割軽減になるかというのを決めることになるわけですよ。違いますか。違いますというのなら、じゃ具体的に答弁してください。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） この改正についてですが、これは平成29年度以降の、つまりこの29年4月1日以降の国民健康保険税を決めるための改正でございまして、29年度の税を決めるには28年の所得を見るということではございますが、29年度の税を決めるためなので、ここで改正しないと間に合わないということになると思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） じゃ、それは私の認識違いだったかもしれません。28年度も申告は終わっているわけですね。その申告を見直して限度額を見直すということですね。ちょっと待って、これ3問目だから。そういうことになるはずですよ、今の答弁だと。それで、私が言いたいのは、もしそうだとすれば専決処分をしなくても、この短い期間、4月1日からこの間にどうしても専決処分をしなければならぬという理由には私はならないと思うんですよ。ですから、きょう、この承認第2号は議案として上げるべきだというふうに考えているんです。そうしたって間に合ったはずだと思うんです、今の説明であったとしても。その辺どうなんですか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後4時15分休憩

午後4時20分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） この制度につきましては、前年度所得をもとにしましてその世帯全員の所得を見るわけなんです、その世帯の所得が今回の改正した基礎の基準額があつて、今言った1人につき2万幾ら掛けたりをして、世帯全体の所得よりその基準額が下がる場合は何割軽減しますよという、そういう基準額の変更でございます。それなので、28年の所得を基準に、国保税だけでなくいろんな税は29年度の税金が決まってくるかと思いますが、29年度の税金を見るための改正ということで、この4月1日からの改正が必要になったというふうに考えます。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑を終結いたします。

討論ございませんか。

13番早坂通君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 条例の内容からいきまして専決処分をしなくても、例えばきょうのこの議会に議案として上程して、十分私は対応できるというふうに考えております。にもかかわらず、専決処分をしたということは、私が再三この間取り上げてきました専決処分の性格ですね、つまり専決処分というのは、議会の議決権限を一時的に村長に与えるものだと。それは先ほど安田課長も言いまし

たように、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるという理由を挙げました。この理由だって場合によっては決して、選挙の告示前にだって議会を開こうと思えば開けたはずですが、でも、そういういろいろな事情があり、全国的にもそういうあれは少ないと思います。

ですから、選挙告示前に開けなかったのはともかくとして、条例の内容からいって、私はきょう議案として上程するので十分間に合ったと思います。ということで、私はやはり専決処分を濫用しているとした考えられません。なおかつ、何度も言いますが、この専決処分を濫用することは議決権の侵害にもなり、議会軽視にもつながるわけですね。ですから、私はこの問題について再三指摘し、本承認第2号についても専決処分ではなく議会の議決を求めることは十分にできたと考え、当議案には反対をいたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

9番 松井保夫君。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 賛成討論をします。

平成29年3月31日、地方税法等の改正、並びに地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことから、29年4月1日施行するため専決処分をしたのが今回の専決処分でございます。これについては、4月1日以降施行するという立場から、この条例一部改正についての専決処分については賛成をいたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第2号 専決処分について、榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について原案のとおり承認することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成12。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

暫時休憩といたします。

午後4時26分休憩

午後4時27分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

◎追加日程第10 同意第15号 監査委員の選任について

○議長（南 千晴君） 日程第10、同意第15号 監査委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（南 千晴君） 議案の朗読が終わりました。

地方自治法第117条の規定により、波多野宏美議員の除斥を求めます。

〔1番 波多野宏美君退場〕

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） それでは、同意第15号 監査委員の選任についてご説明申し上げます。

先ほど議会のほうから推薦を受けました内容についてでございます。選任の同意を求める監査委員については、波多野宏美氏でございます。地方自治法第196条の規定に基づきまして議員からの選任でございます。

波多野さんは、昭和33年12月4日生まれ、58歳でございます。

住所は、榛東村大字新井802番地11でございます。

波多野さんを選任したいと思いますので、ご同意をよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終了いたしました。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

同意第15号 監査委員の選任について原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

1番波多野宏美議員の入場を許可いたします。

〔1番 波多野宏美君入場〕

◎追加日程第11 同意第16号 固定資産評価員の選任について

○議長（南 千晴君） 日程第11、同意第16号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） それでは、同意第16号 固定資産評価員の選任についてご説明申し上げます。

この件につきましては、固定資産評価員でありました前の税務課長の山本正子さんが4月1日付で異動しました。皆さんに配付してありますように、後任として税務課長であります岩田彦一氏を固定資産評価員に選任したいと考えておりますので、議会の同意をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終了いたしました。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

同意第16号 固定資産評価員の選任について原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◎閉 会

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして本日付議されました案件は全て終了いたしましたので、平成29年第2回榛東村議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

臨時議長 山口 宗 一

榛東村議会議長 南 千 晴

榛東村議会議員 波多野 宏 美

榛東村議会議員 善養寺 孝